

## 清代のいわゆる「蘇松の重賦」について

村 松 祐 次

### 一 開 題

#### (1) 清代のいわゆる「蘇松の重賦」について

近世蘇州・松江・太倉地方の「浮賦」、つまり田賦漕糧負担の重さは、明代以来これを指摘するものが多く、又この地方の紳士や地方官で、その軽減のために努力を惜まなかった事例は、明清を通じ、はなはだ多い。この地方では明初以来、その課税総面積の中で、税率の相対的に高い「官田」が税率の低い「民田」に対して占める比重が、他の地方に比べ著しく高く、そのためにこの地方からの田賦漕糧の徴収額は、他に例のないほど高いものになっていた、といわれる。民田が一般民人の私有地であったのに対して、明の官田は一種の国有地であって、しかも多くの場合一般の民田と同様、民人の私経営耕作に委ねられていた。ただ国は民田からは「賦」(税)を徴

し、これを耕す壮丁には「役」を課したのに対し、官田については「租」を徴し、その耕作者を官戸としてその「役」負担を免除する区別があった。一般の公課である「賦」の率に対して、小作料の意味をもつ「租」の率は、前者が最高数升、後者が同じく数斗というように、比較を絶して高く、従って官田の比重の高さは、直ちに総徴収額の増加を結果するのであった。

勿論「官田」と呼ばれる地目や、これに類するらしい「公田」という土地の種類は、宋元以前からあった。しかし特に明朝の創建に際し、明の太祖がそれまで新王朝に敵対的だった張士誠に協力して、蘇州を固守したこの地方の豪族を憎んで、その所有地を国有化したり、さらには元明交替の動乱の間に、逃亡し戸絶した農民の旧有地を、官地に断入したりしたので、明代に入ると共にこ

の地方における官田の比重が増え、これと同時に蘇松重賦の弊も深刻化した、といわれている。<sup>(1)</sup>そして明の世宗の嘉靖中に、各州県境内の官・民田を「盡括」して、定額に分攤し、従来の官・民田の地目の差異、従って賦と租の異同を、「科則」つまり税率の差として整理したために、晩明から清代にかけては、官田というものの制度的な特異性は消失すると共に、元来官田の比重の高かった地方に、理解し難いほど不公平に高い科則、つまり税率が、旧時代の痕跡として残されたのだ、といわれている。<sup>(2)</sup>

清末蘇州の学者、紳士、地主で、特に田賦のことに明るかった馮桂芬が、「今天下に不平、不均なる、蘇(州)・松(江)・太(倉)の浮賦に如くものなし。上にこれを遡れば則ち元(代)に比し多きこと三倍、宋(代)に比し多きこと七倍、旁より之を證すれば則ち、昆連の常州に比べ多きこと三倍、同省の鎮江等の府に比べ多きこと四五倍、他省に比ぶれば多きこと二十倍(等)等しからず、<sup>(3)</sup>」と言っているのは、この頃この地方の農業負担が、どれほど重いものとせられていたかを示すものである。馮桂芬はさらにつづけて言う。土地の肥沃と磽瘦とを以て論ずれば、江蘇は豊饒であるけれども、「江蘇の一熟」

は「湖廣江西の再熟」に如かない。つまり一年に他地方の二年分取れるわけではない。土地の寛窄を以て論ずれば江蘇の一畝は二四〇歩で、他省の一畝が或は三四〇歩を以てし、或は五四〇歩を以てするのに比べて、むしろ狭いのである。しかも賦額独重なる所以は、「前代官田の租額」を沿襲しているからである。特に明の太祖が蘇州地方の諸豪族の田を官に没入した際、「皆(私)租籍に據って(税)糧を收め」たからである。これが蘇松太重賦の源流であって、以来これを行うこと五百年、時に升降盈縮してしかも改められることがなかったのだ、と。

勿論宋・元時代の蘇松地方の賦制、賦額については、それぞれ同時代の史料に基く個別研究にまつべきである。しかし清代の蘇州人がもっていた蘇松重賦についての理解は、先ず右の如きものだったのである。どのような理由によるにせよ、清末太平天国乱の直後位までのこの地方は、たしかに重い農業税負担を課せられて居り、その重さが農民自身によってのみならず、総督巡撫以下の地方官や、土着の紳士・青衿・学者によっても、鋭く意識されつつあったことには、何の疑もない。

楊子江下流のデルタ地帯に位置する蘇松太地方は、広

### (3) 清代のいわゆる「蘇松の重賦」について

大な農業国の一角に商工業が集約的に発達し、比較的狭い地域にきわだって高い生産性の実現せられた特殊の一方地方である。それはその意味で少し大雑把には、近世世界における西ヨーロッパに比定しうる一面をもっている。だからそこにおける右のような「重賦」の存在に着目して、そこに加えられた強い財政的な圧力を、経済秩序一般の分化、流動化を押しすすめ、やがて同様の変化を中国全体に拡散波及せしめる契機として理解し、これに財政史、税制史の一問題として以上の重要性を認めようとすると動きが学界の一部にあることは、元より不思議でない。

しかしそのような仮説が成立するかどうかを確かめる為にも、蘇松重賦というものの実態を先ず把握し、これを実証的に跡づけることが必要だ、という立言もすでになされて居る。<sup>(4)</sup>以下の小稿は清代から民国を通じ、土地改革直前に到る中国の田制・賦制について、ある程度の理解をもちたい、と願っている筆者が、太平天国頃までの清代について、試みた初歩的な手さぐりの結果である。なおこの分野については、一二の統篇を書きたい、と思っていることを附言しておく。

#### 二 蘇州重賦の公表数字への反映

所で清代における蘇州地方の「重賦」の、真実の重さはどれほどのものだったのだろうか。これに数量的な計測を加えて見ようとするのは、最近学界の一傾向のようであるが、どのような史料と、どのような観点に従って、どれほどまでこれが可能であろうか。

先ず清朝側の公式文書に散見する数字を取り上ると、この地方についても賦税のことについての基本数字は、先ず賦役全書に載っていた筈である。清史稿食貨志には、「清初めて關に入るや、首に明季に加派せる三餉を除く。時に賦税の圖籍多く流寇の毀つ所となる。順治三年戸部に諭して、錢糧の原額を稽覈し、彙めて賦役全書と爲し、悉く明の萬曆の間の舊計を復す、<sup>(5)</sup>とある。賦役全書は順治三年（一六四六）以来作られていたのである。乾隆の蘇州府志は、これにつづいて、康熙二六年（一六八七）に簡明賦役全書というものが、又乾隆三年（一七三八）には新訂賦役全書というものが作られたことを載せている。<sup>(6)</sup>それら、およびその後にも改訂編纂せられたにちがいない賦役全書の原本は、恐らく多くすでに散逸したの

であって、筆者がこの小稿を書くために参照しえたのは、はるかに後代の同治四年(一八六五)の蘇州省賦役全書、および光緒元年(一八七五)の蘇州省賦役全書だけであつた。

しかしそれにも拘らず当時の錢糧に関する数字が、全く知りえない訳ではない。例えば乾隆・道光・同治刊光緒重修の三種の蘇州府志の「田賦に関する巻を見ると」

そこには第一表に示すような、蘇州府管下の諸数字が散見する。清朝文獻通考の田賦に関する冒頭の數卷(卷二—四)には、第二表のような数字が見出される。さらに清朝續文獻通考の國用の条にも同治年間の実徵數が見える。<sup>(?)</sup>

先ず第一・二表の諸項目の意味を簡単に説明しよう。

第一表「Aは課税總面積である。その増減は、主として

第一表 乾隆・道光・および同治(光緒重修)蘇州府志に見える蘇州府の錢糧關係諸數字

年次	A 田地山蕩塘 畝	B 平米數	C 實徵本色米 石	D 加徵本色米 石	E 實徵折色銀 兩	F 加徵折色銀 兩	G 典據
萬曆48 (1620) 年	100,868,03	2,428,000	1,062,706	?	666,541	?	乾8c/23a
順治2 (1645) 年	62,737,49	1,813,400	893,956	0	756,598	0	乾8c/29a
康熙26 (1687) 年	62,680,11	1,803,905	913,187	0	853,176	0	乾8c/29b
雍正12 (1734) 年	62,665,39	?	910,070	3,452	650,253	27,181	道8c/36a
乾隆3 (1738) 年	62,276,40	1,796,942	907,374	4,565	577,493	27,621	乾8c/29b
乾隆40 (1775) 年	61,788,79	?	888,155	?	545,907	?	道8c/42b
乾隆60 (1795) 年	62,241,73	?	878,404	?	545,903	?	道8c/43b
嘉慶23 (1818) 年	62,225,79	1,737,847	878,348	590	540,699	52,901	道8c/45a
道光10 (1830) 年	62,122,44	1,736,180	877,513	625	540,132	53,449	同12c/46b
同治4 (1865) 年 (減頭前)	62,167,77	1,735,918	877,564	?	?	?	同12c/56a
同治4 (1865) 年 (減頭後)	62,167,77	1,074,418	550,850	404	540,085	53,447	同12c/62a, b

[註] G欄の乾は乾隆・道は道光・同は同治蘇州府志を、8c/29aは卷八第二三丁表、8c/29bは卷八第二十九丁表を示す。

(5) 清代のいわゆる「蘇松の重賦」について

第二表 全国錢糧額における江蘇省の比重

年次	A)項目	B)全国数	C)江蘇数	D)C/B	E)典據
康熙24(1685)年	田土数	頃畝 6,078,430.01	頃畝 675,153.99	% 11.17	清朝文獻通 考卷2 4865頁
	田賦銀	24,449,724兩	3,680,192兩	15.05	
	米	4,331,131石	?	?	
	麦				
	豆				
草	98,721束	0束	0		
雍正2(1724)年	田土数	頃畝 6,837,914.27	頃畝 681,291.27	9.96	同上 4872頁
	田賦銀	26,362,541兩	3,719,942兩	14.11	
	糧	4,731,400石	?	?	
	草	105,491束	0	0	
乾隆18(1753)年	田土数	頃畝 7,081,142.88	頃畝 689,084.45	9.73	同上 4888頁 乾隆會典に も見ゆ。
	田賦銀	29,611,201兩	3,371,334兩	11.38	
	糧	8,406,422石	2,155,021石	25.63	
	草	5,145,576束	0束	0	
乾隆31(1776)年	田土数	頃畝 7,414,495.50	頃畝 659,817.20	8.89	同上 4891頁
	田賦銀	29,917,761兩	3,255,236兩	10.80	
	糧	8,317,735石	2,085,451石	25.07	
	草	5,144,658束	0束	0	

開墾と、増漲（土地が崩れたり水没したりすること）による。Aの中には各種の地形つまり田・地の他に山・蕩その他をふくんでいる。地つまり畑はしばしば田よりも高い税率の適用をうける。山、蕩、蘆地、城濠、屋基に到るまで課税せられる。Bの「平米」は明の宣徳五年（一四三〇）に、時の江南巡撫周忱が創始した平米法<sup>(8)</sup>によって、それぞれ地形の一畝につき、額定せられた基準徴収額の総計である。その内の一部は元来は米（粳米、秈米および白糧すなわち糯米）で集められ（Cの実徴本色米）、一部は銀（E C実徴折色銀）で徴収せられた。勿論このEが更に銀に折（換算）せられて徴収される場合が（特に乾隆以後には）甚だ多いのである。そのいづれに対しても加徴分が附課せられた。銀で徴収せられる部分については、雑多な、地方的に異なる実重量をもつ雑平の「兩」を、収税用の「庫平」両に秤量し直すための「平餘」、零細な銀塊に

よる収納を劃一の銀錠に鑄なおすための「火耗」、実物で徴収せられる部分については、何よりも開倉・収納・庫藏間の減耗、「起運」つまり北京に送られる分については、輸送中の減耗および輸送費（例えば運丁の食糧）等を支辨するため、加徴が是非必要だったのである。それらの徴糧のための経費は、それをふくめて戸部が徴収正額を決定し、明確な基準によって別途支出する代りに、「耗羨」とよばれる附加額として、地方官や漕糧担当者の手によって、正糧に随徴せられた。だから自から恣派横徴の弊を生じたのであるが、そのわずかに公式数字の上に氷山の一角を現わしたものが、DおよびEである、といえよう。

第二表について見よう。この場合には数字は、B、全国、およびC、江蘇省の、田土、田賦銀、および糧（米、麦、豆）、草について与えられる。いずれにせよ清代の農民の負担は、次第に名目的なものになって行った平米基準の下で、銀納の部分と、本来は実物納だった部分とに分れていたようで、これが農民の直接負担全体の二大別である「田賦」（地丁）と「漕糧」とに、ほぼ相応じていたものであると考える。

さてそのようなものとして第一表を見直すと、太平天国乱の影響をうけて曾國藩や李鴻章が主唱し、陰では馮桂芬も大に活躍したらしい同治四年（一八六五）の減賦以前には、いわゆる「實徴」数には、余り著しい変化がないことが注目される。実徴本色数も実徴折色銀両も共に、康熙二六年（一六八七）がピークになっていて、その後は漸減の傾向を示すのであるが、しかも順治の数字と同治の数字とを比べると、（特に加徴分を合計すると、）その差が一〇%をこえることはない、のである。米が九〇万石、銀が六〇万両というのが、公式額徴数に見られる蘇州府管内の規模で、それは少くとも太平天国乱後までは、余り大きくは変らなかつた、といつてよい。尤もこれは徴収量の総額について言っているのである。これから課税面積一畝当りの平均数を算出してみると、第三表のように、康熙のピークに向う傾斜はかなり急なものになって来る。しかしそれでも別に述べるように蘇松の重賦が清廷の内外で大に問題にせられて、いわゆる雍正の減賦（別に小論文を書く）が行なわれてからの推移は、かなり安定的であつて、余り急激な変化はそこには見られない、のである。

(7) 清代のいわゆる「蘇松の重賦」について

第三表 第一表から算出した蘇州府管下一畝当り負担額

年次	畝当平米量 $\left(\frac{B}{A}\right)$	畝当実徴本色米 $\left(\frac{C}{A}\right)$	同右(加徴共) $\left(\frac{C+D}{A}\right)$	畝当折色銀 $\left(\frac{E}{A}\right)$	同右(加徴共) $\left(\frac{E+F}{A}\right)$
萬曆48 (1620) 年	石 0.2407	石 0.1053	石 (0.1053)	兩 0.0660	兩 (0.0660)
順治 2 (1645) 年	0.2890	0.1424	(0.1424)	0.1206	(0.1206)
康熙26 (1687) 年	0.2877	0.1456	(0.1456)	0.1359	(0.1359)
雍正12 (1734) 年	0.2985	0.1455	0.1464	0.0927	0.0971
乾隆 3 (1738) 年	—	0.1452	0.1457	0.1037	0.1080
乾隆40 (1775) 年	—	0.1437	(0.1437)	0.0883	(0.0883)
乾隆60 (1795) 年	—	0.1411	(0.1411)	0.0868	(0.0868)
嘉慶23 (1818) 年	0.2792	0.1411	0.1251	0.0867	0.0953
道光10 (1830) 年	0.2794	0.1412	0.1413	0.0869	0.0955

第一表より算出す。数字の一部が不明(?)だった場合に割弧がつけてある。

転じて第二表を見る。特にD欄、田土数、銀数、糧数について、江蘇省が全国(総計天下)数に占める比重を見ると、田土面積は康熙の一一・一七%から、乾隆三年の八・八九%へ次第に百分比が下っている。実数についても僅かな減少があるが、しかし百分比の低下は同時に開墾による全国田土数の上昇にもよるのである。これに対して徴銀額は一〇―一五%、徴米量は二五%内外で、いずれにしても江南江蘇地方が全体として、その課税面積に比べて不均合に重い負担を担っていたことを、数字の上にはっきり反映している。第二表の全国および江蘇の数字と、第一表の最も近い年次の蘇州の数字を取り合せて、第四表を作って見る。蘇州の田土は全国田土総数の一%内外である。しかるに徴銀額は二―二・五%、徴糧数に到っては一〇―二〇%前後の百分比を示す。非常に不つりあいに大きいといわなくてはならない。勿論これは地丁銀が全国の田土に均しく課せられるものであるのに、漕糧は元来米豆を産する一部諸省だけに限って賦課せられる、という事情にもよるのである。しかもなお江蘇、とくに蘇州地方の負担額の過重さは、清朝側の官文書に散見する数字にもかなりはつきり浮び

第四表 江蘇および蘇州の全国錢糧徵收額に占める比重

年代	項目	全 国	江 蘇	蘇 州 府
康熙 24年	田土 %	6,078,430 頃 100.00	675,153 頃 11.17	* 62,680 頃 1.03
	銀 %	24,449,724 兩 100.00	3,680,192 兩 15.05	* 853,176 兩 3.48
	糧 %	4,331,131 石 100.00	? ? ?	* 913,187 石 21.00
雍正 2年	田土 %	6,837,914 頃 100.00	681,291 頃 9.96	** 62,665 頃 0.91
	銀 %	26,362,541 兩 100.00	3,719,942 兩 14.11	** 677,434 兩 2.56
	糧 %	4,731,400 石 100.00	? ? ?	** 913,522 石 19.30
乾隆 31年	田土 %	7,414,495 頃 100.00	659,817 頃 8.89	*** 61,788 頃 0.81
	銀 %	29,917,761 兩 100.00	3,255,236 兩 10.80	*** 545,907 兩 1.92
	糧 %	8,317,735 石 100.00	2,085,451 石 25.05	*** 888,155 石 10.67

\*は康熙 26 年, \*\*は雍正 12 年, \*\*\*は乾隆 40 年の数字による。  
第一表および第二表参照。

出ている、といつてよい。同時にそのような過重さは、地丁銀よりもむしろ漕糧について見られるものであること、蘇松の「浮賦」とか、「重賦」とか言う場合には、恐らく田賦(地丁)だけでなく漕糧をもふくめて言うものであることも、右から推察せられるであろう。

全ての省を挙げた訳ではないが、これだけからでも、江南江蘇の科則、特に民賦地の米豆糧額が著しく高いものであることは明らかに看取しうるであろう。これに匹敵する異常な高さは「陝西西安」の民田の田賦銀に二兩三錢八厘という数字が見え、陝西・四川の帰併屯地、廣

所で右のように過重な徴収量を結果するプロセスは、他省よりも高い科則、通説によれば明代官田の租率に由来するとせられる科則の差でなくてはならない。清朝文獻通考はその巻一、田賦考の冒頭に「田賦之制」という一項を設けて各省の科則を列挙している<sup>(10)</sup>。清朝文獻通考は乾隆五〇年(一七八五)以前の記事しかふくまぬから、乾隆三年(一七三八)の賦役全書の数字であらうかと思われる。これを整理して第五表を作った。



(9) 清代のいわゆる「蘇松の重賦」について

第五表 江南江蘇と他省との田・地賦率の比較

地 税・目	江南江蘇		浙 江	江 西	湖 南	四 川	直 隸	安 徽	山 東	陝 西	甘 肅	廣 東	廣 西
	銀 錢	米 斗	銀 錢	銀 錢	銀 錢	銀 錢	銀 錢	銀 錢	銀 錢	銀 錢	銀 錢	銀 錢	銀 錢
民賦田(畝当)	高 1.41 低 0.09	高 1.92 低 0.14	2.55 0.15	1.17 0.01	— —	0.84 0.01	1.30 0.08	1.60 0.15	1.91 0.03	23.81 —	1.50 0.00	2.23 0.08	2.12 0.20
民賦地(畝当)	高 3.30 低 0.09	高 1.92 低 0.14	2.13 0.02	2.11 0.00	— —	*3.00 *0.12	*0.79 *0.00	6.30 0.08	*0.65 *0.10	*0.98 *0.02	*0.06 *0.01	*2.23 *0.08	— —
米(斗)	高 4.16 低 0.07	高 1.93 低 0.00	1.93 0.00	0.51 0.00	1.20② 0.05②	*2.72② —	*1.23 *0.08	0.68 0.08	— —	*3.00 *0.15	*0.60 *0.50	*0.88 —	**2.07 **0.64

①每石銀0.23 兩。②每石銀0.37 兩。③種額を欠く、但し種每斗折銀0.04 兩。估種每石折銀0.07 兩。註記す。④每種1石米5斗乃至8斗不等。\*を附したのは民「地」の地目のない省で、種併斗折地の数字を取った。\*\*「官田」という地目の数字である。〔出典〕清朝文獻通考卷一、田賦、4855 頁。

西の「官田」に、畝当二斗乃至三斗の数が見えるだけである。しかも四川の分はこの全量が徴せられたのである。「每糧一石より米を徴すること五斗乃至八斗(等)等しからず」と註記している。他は高い省でも糧額は畝当一斗台(その中に浙江の一斗九升がある、これも重賦地として有名な嘉・杭地方をふくむが、たしかに高い)である。同時に民地の糧数、つまり民有畑地の実物徴収分を別にするれば、公式の科則の上では少くとも、蘇松地方が特に重

いとはいえないことも、第四表から、見ることが出来る。一般に糧額一斗台であるのに対して、四斗数升といえども、いかに重く高い。しかしそれは実は科則の最高について言うだけであって、各省それぞれ十数則、乃至は数十則の複雑な科則の体系をもっている訳であるから、真に科則の軽重を問うためには、科則別の面積の頻度分布を取って比較しなくてはならぬ。江蘇省についてだけ、この点の参考になると思われる第六表を掲げること

第六表 蘇松等五府州県における科則とその行なわれる面積、および徴収米量

(A) 科 則	(B) 額該地 (面積)	(C) 毎畝科平米	(D) 額徴本色米量	(E) (A)×(B)
斗 斗 4.256-2.097	畝 4,781	斗 斗 8.56-4.00	石 1,944	石 1,936
1.966-1.051	10,971,94.078	3.75	214,921.255	214,874.842
1.850	10,982,71.282	3.60669	203,275.875	203,180.186
1.71	4,122,92.516	3.44	70,558.618	70,502.019
1.687-1.626	19,418,15.928	3.65-3.20	322,409.363	322,319.539
1.572-1.504	8,769,04.981	3.026-1.66004	132,147.747	132,125.529
1.491-1.410	6,709,12.791	3.2-1.66004	95,946.156	95,928.386
1.372-1.31	1,061,27.476	3.0-2.5	14,163.632	14,159.276
1.289-1.205	11,525,03.549	3.0-2.3	142,757.468	142,680.841
1.197-1.108	6,111,72.562	2.65-2.2	72,351.694	72,313.008
1.067-1.07	712,19.640	2.12-2.0	7,253.732	7,449.037
0.994-0.906	13,755,54.736	2.35-1.8	134,628.558	134,611.349
0.856-0.802	177,09.687	2.05-1.594	1,501.399	1,500.168
0.791-0.701	21,421,42.629	1.55-0.832	154,624.418	154,477.807
0.697-0.604	36,146,82.085	1.33-1.19	237,052.919	236,764.058
0.592-0.503	17,895,82.370	1.35-0.7391	97,405.293	97,317.853
0.497-0.402	1,030,03.452	1.0-0.6159	4,989.283	4,983.827
0.390-0.302	3,606,12.546	0.75-0.4136	51,911.694	51,848.001
0.297-0.213	21,387,86.432	3.0-0.2767	56,934.007	56,883.110
0.198-0.104	4,479,37.001	2.0-0.1847	7,735.744	38,657.227
0.098-0.009	10,380,49.263	1.0-0.0475	6,505.549	45,138.461
計	210,664,79.793		2,029,076.357	2,097,716.467

江蘇省減賦全案卷六、「江蘇省各屬田糧原額科則表」に載せる蘇・松・常・鎮・太五地方における科則別の面積・平米・徴収量を要約して（つまり科則のある幅ごとに集計して）示す。

が出来る。  
 少し時期的にずれるのであるが、同治四年（一八六五）の減賦の経過を明細に記録した江蘇省減賦総局編、「江蘇省減賦全案」には、その卷六に「江蘇田糧新舊科表」を収め、その冒頭の十数丁には、「江蘇省各屬田糧原額科則表」というものが載せられている。同治四年の減賦が行なわれる前の、恐らく道光一〇年（一八三〇年）賦役全書の原額により、同省各地区の实物徴収面積について、その科則を列挙し、科則ごとに「額該地」、すなわちその科則の行なわ

(11) 清代のいわゆる「蘇松の重賦」について

れる面積、畝当平米数、そこから額徴せらるべき米の石数を列挙したものである。これから蘇・松・太・常・鎮五地方の部分を取り、これを少し要約(つまり科則のある幅ごとに集計)して見ると、第六表の如くなる。E欄はD欄の額徴数が、科則(A)と額該面積(B)とをかけ合せたものを基準にしていることを確かめようとして、算出附記したのである。計算がびたりとは合わない、どころか、七万石も開きがある。しかもDが $A \times B$ を基礎に設定された定額であることは、これから推定して、い、と思う。一体この頃の徴糧関係の数字の計算は、ひどく大まかなものであったらしく、例えば第六表B欄の合計二万六千六百四十七畝・七九三と、当然に合致しなければならぬ右全案所載科則表の最期の条には、「以上蘇松等五屬原額田地、不科本色地を除くの外、實該田地等の項二万六千六百七十七畝九分九釐零、又屋基四一間云々」と見えて、同じ表に見える面積を計算機を使用して合計したものと、一万頃(一!)以上ちがう、のである。

科則は一畝当り最高四斗二升五合六勺から最低九勺まで、数十則に及んでいるが、その最高について言えば、他の各省の科則が概ね数升から高くても一斗台であるの

に比べ、たしかに著しく高い。しかし同時にB欄を見れば明らかのように、一畝当り四斗二升から二斗の税則の行なわれたのは、この地方においてさえ例外的な小面積について、だったのであって、科則別の額該面積の分布は、一斗六升—一斗の間、および八升—五升の間を中心に、二つの頻度の山を作って、分布しているのである。

いずれにせよ自分が差当って提示出来る清朝側公表数字から見た蘇松重賦の形跡は、右の如きものである。そこでこれらの数字、そこにさえこの地方の農民負担の重さは、この程度に反映せられざるをえなかった、これらの数字は、直接には一体何を示すのであろうか。それと例えば、A中央の財政関係の役所である戸部へ、この地方から流入した収入、あるいはそれと、Bこの地方の農民が現実に負わされていた負擔、農民が現実に支払っていた税額とは、一体どのような関係をもち、又どのような関係しかもたなかったのであろうか、を問題にしなくてはならない。

三 前掲の数字の性質、それと農民の支払額との隔差。いわゆる浮収・耗羨。

所で前節で挙げた数字は、一体どんな性質の、何を示す数字であろうか。第一表の徴収数は、銀の場合にも糧の場合にも、「實徴」田賦銀とか、「實徴」本色米とか註記せられている。しかしこの「實徴」数が現実に徴収せられた、既微量・額の末端における記録から出発して、上方に向い、より大きな行政区画に向って、合算せられて行った結果でないことは、ほとんど疑を容れないほど明らかである。と言うのは、第一表では、数字の畝以下、石以下、而以下をすべて切りすてたが、表に附記した出典である三種の地方志に見える原数字には、大麥細かな端数が書き添えられている。例えば乾隆蘇州府志に乾隆三年新訂(賦役)全書の数字として載っている「實徴本色米麥豆」数は、表に載せた、(第一表、C欄、乾隆三年の条を見よ)九〇七・三七四石につづいて、「四斗二升八合三勺七抄八撮七圭三粟六稬二粒九黍三稷五糠一粃七糶二禾」と端数がつづいてい<sup>11)</sup>る。一禾は一合の一〇兆分の一に当る。又同じく実徴折色銀兩には、表に載せた五七七、二四五兩につづき、「六錢九分五釐五絲二忽五微一纖一沙二塵三漠五埃一邊二巡六須六與……(中略)……五清」という長い端数が着いている。<sup>12)</sup>「清」は「兩」の百万

兆分の一に当る。勿論このような非実際的な数字の羅列を敢えてしたのは、錢糧の徴収を業とした清代の下級行政吏、糧書や胥吏が、出来るだけ中飽利得機会を独占し、余人の介入を妨げようとして、故意に事態を錯雑せしめただけのこと、端数に何の統計的意味もある訳ではない。しかしこの無意味な数字の羅列をここにくり返すことによって、一つのことだけは有意味に、明にせられた、と思う。すなわち右の数字が現実に起った授受の記録ではなくて、机上で算出せられた帳簿上の数字であること、しかも合算の結果でなくて恐らくは分割の結果であろうということ、がこれである。だからそれが「實徴」数と呼ばれるのは、恐らくそれよりもっと名目的な「平米」数との対比において、なのであって、その数字が現実の徴収と何らかの関係をもつことを意味するものでは必ずしもなく、又事実現実に行なわれた徴収とは直接には無関係だった、と考えられる。それはたかだかそれぞれ<sup>13)</sup>の地区から徴収せらるべき銀糧の基準額、「わりあて」額、いわゆる「額徴」数を意味するにすぎなかったであろう。そこで、そのような基準額と、現実に起った徴収、授受との間の関係の有無、疏密を問題にしなくて

はならなくなる。

その場合現実に起った徴収を、その徴収のプロセスの上の、二つの異った段階で問題にすることが便利そうである。一つは実際に農民の手から、余剰が徴税業者や、徴税吏の手に移転する段階、もう一つはそのようにして徴収された余剰が、地方から中央の戸部に解送される段階である。改めて言うまでもなくこの二つの間には、尨大で複雑な、中飽の機構と収奪の機会とがサンドウィッチになっている。

先ず以下の叙述の結論を要約しておこう。

(1) 現実の農民の負担と前節に提示した徴収の基準額との間には、大きな差隔があった、と考えられる。勿論農民の現実の負担の方が大きかったのである。そのような差額は「浮収」と言われる徴税担当者や地方官吏の利得、清代の徴税術語で「耗羨」と呼ばれる附課額によって、形成せられる。そしてこれも清代の言葉で「勒折」と呼ばれる公定レートによる強制換算によって、一層加重拡大せられる。

(2) 現実の国庫の収入と前節に提示した徴収の基準

額との間にも、同様に大きな差隔があったと考えられる。この場合には勿論、国庫の収入の方が少ない、のである。「民欠」すなわち徴収未済分(あるいは「徴収未済分」と称する地方保留額)を累積せしめて、ある時期に中央から減免の命令が出るのをまつことは、その差隔の一原因である。「民荒」および「捏災」、すなわち熟地の荒蕪化を虚報し、あるいは紙上で天災を創作して、中央への解送額の減少を中央に認めてもらうことが、第二のからくりである。

先ず、浮収や耗羨の方から説明しよう。

清朝が入関の直後に、いわゆる明の三餉を除き、しきりに減賦をとなえて民心を収めたことは周知の通りである。明末天啓崇禎以来附加せられて、正賦の数倍に上ったという三餉、つまり遼餉、剿餉、練餉は、結極皆北方における満州(清)の興起と強大化とに伴なう、辺疆防衛費、新兵の補充訓練費、およびこれを賄うための租税重徴によって起った、国内治安の悪化を防ぐ警察費の増加に対処するものであった。だから、新王朝が成立して状況が安定さえすれば、これを裁除することに問題はな

かつた筈である。清朝は同時に明末の内官に私派横歛の弊のあったことに鑑みて、一方では納税者に税の窮極の収納額を周知させ、同時に国庫が末端における徴税の実態を把握し、且つ徴税上官民間に一切の中間者の介在を排除して、その間における中飽機會の発生を防止しようとした。順治三年（一六四六）以来賦役全書を公刊したのも、同六年以来個々の納税者に対して、分り易く、（すぐ分りにくくなつたであろうが）科則、地畝、徴収銀米数を明記した徴税令書、「易知田單」を州県に発行せしめたのも、雍正二年（一七二四）以来くりかえして、納税者の「自封投櫃」、つまり直接納税を奨励し、官吏の私宅における錢糧の私収、予徴、紳士生員等の賦糧の包攬（徴税請負）をきびしく禁止したのも、皆同様の意図に出たものであった。同時に順治元年以来の上諭は、絶え間なく火耗、平餘、公費等の名目による附加額の徴収を禁止し、あるいは少くともこれを制限しようとした。しかしこの場合には前にも一寸ふれたように、それらの附加額によって賄われるべき税糧の徴收費、米穀の運輸費、徴税治安を維持するためにも不可欠だった江南における屯營費をはじめとする地方官衙の公費等のような、實際上の必要

は厳存したのであるから、三餉の場合のように簡単にこれを除去することは、元より困難であった。耗羨の附徴は止まなかつたし、これを禁止しようとする清廷の態度にも、真に断乎たるものが缺けていたようであった。例えば雍正二年に「火耗を提解」、つまり附加税額を官庫に納入せしめようとする上奏に対して、地方のことに仲々明るかつた雍正帝の下した一上諭は曰う、「州縣の火耗は、原（來）應に有るべきの項（目）に非ず。通省の公費及び官の養廉の給をこれに取らざるを得ざるものあるに因るのみ。朕は天下の州縣の、絲毫も（附課を）民に取らざることを願わざるに非ずして、しかも其の勢已む能わざる所あるなり。且つ歴來の火耗は、皆州縣（これを）經收して、加派横徴し、国帑を侵蝕し、虧空の數、數百餘萬（兩）を下らず。其の由る所を原すぬるに、州縣火耗を徴收して、上司に分送し、上司日用の資は皆給を州縣に取り、耗羨の外、種々饋送し、名色繁多なるを以てなり。故に州縣には籍口する所あつて、其の貪婪を恣ままし、上司には瞻徇する所あつて、曲げて容隱を爲す。これ從來の積弊にして、當に剔除すべき者なり。其の州縣に火耗を存して、以て上司を養わんよりは、何ぞ上司

の火耗を撥して、以て州縣を養うに如かんや、……」<sup>(16)</sup>と。紙幅が足りないから引用を省略する。しかし耗羨の附徴は好ましくないけれども、已むをえないのだという告白は、諭令にも奏摺にもくり返して見出される。財政制度を根本的に変えなくては、事態の改善はむづかしかつたであろう。現地の収入から現地で支出する「坐派」、「坐支」の制度があり、そのような地方財政收支の自律性をそれとして認めてこれを制度的に合理化する代りに、どこまでもそれを国家財政收支の末端に包摂してゆこうとした所に、却って国庫による監督の空白部を生じていたように見える。中央集権主義、統一国庫主義の立前を、その実際的に可能な限界をこえて、尨大で交通の不便な内陸国家の全体に亘ってあくまで貫こうとしたために、却って統制することも制御することも出来ぬ官吏中飽機構の成立をゆるすことになったものようである。一方では、やはり附加税からの支出を認めなければならぬ様様の項目がある。他方ではそれに藉口して、地方官吏が私派し横徴し、分潤し結托することを防止しなくてはならぬ。天子や言官がそのための一つの手段は、地方官の給与を改善して、腐敗の余地を少からしめることにあ

る、と考えたのは元よりもっともなことであった。しかし雍正五年（一七二七）にそのために総督以下に「養廉銀」を増給する（これによって従来の一品文官の年俸二一五両五錢、同武官九五両というほとんど名目的な給与額に対し、江南総督は三万両、江蘇巡撫は一万二千両、蘇州布政司は九千両と、大幅の実質的昇給が行われた<sup>(17)</sup>）ことになる、そのすぐ翌年、雍正六年には、耗羨の提解充公、つまり附加徴収の公認を行なわざるをえず、従ってこれに藉口して私を図るものの立場は、却って安固さを加えたのである。

正税は地畝に按じて徴せられ、附加税はこれに随徴せられる。しかしこの随徴にはしばしば故意の混乱が起つて、附課については正税より一層不公平が起り易い。前に一寸ふれた明の宣徳の江南巡撫周忱の「平米法」も、当時秋税に正（本税）と耗（加税）とがあつて、官田の耗は民田の耗よりも重く、小民の負う耗は豪右の支払う耗よりも多い、という不公平が甚しく、これを匡正するために正耗を合算して、一畝当りの平米量を定めたことに始るのであつた。雍正の火耗の提解にも同様の意図は包蔵されていたであろうが、実はこれによつていよいよ

よ、勢豪の家と小民の家との不公平が激化された。

一つには元来紳衿、つまり科挙試験の合格者や官僚経歴を経た紳士には、官戸、儒戸として丁役銀を免除する定制があったからである。そこへ康熙五二年（一七一三）には、いわゆる盛世滋生人丁永不加賦令が下り、従来は壯丁数の増大とともに、徴収額も当然に増加していた丁役銀が、その前年（五一年—一七二二）を基準に定額化され、雍正五年（一七二七）からは「丁隨田辦」、つまり田賦に附徴せられることになったのである。時を同うして雍正六年以来、耗羨は公認せられ、人丁銀の随徴によってのみならず、養廉銀の支出によっても、あるいは之に藉口することによっても、附加税が急増する。多く勢豪の家である紳士や青衿が、「攤徵人丁銀」をふくんだ耗羨全体の支払を拒否し、あるいは回避したのには、このようななりゆきの結果もあった、のでなかつたかと思う。勿論「紳衿豪強にして詭寄濫免し、以て徭役の不均を致」したのは康熙以来のことであった。<sup>(18)</sup>又「不肖の生員監生、一衿に倚恃し、輒わち同姓の錢糧を包攬して以て己の糧と爲し、秀才は自から儒戸と稱し、監生は自から官戸を稱して、徴收の時に當る毎に、遅延拖欠<sup>(19)</sup>」した

のは雍正二年のことであった。しかし同時に後に馮桂芬が咸豐六年（一八五六）に、「田を接じて賦を辦するに、本（米）紳民の異なし。嗣いで幫費日に重きに因り、州縣は償を糧戸に取らざるを得ず。紳衿は正供の定額なるを以て詞となし、増加あるも民戸の如く漫として無限制なること能わず。是に於てか大、小戸の別を生ず<sup>(20)</sup>」と言い、又咸豐三年（一八五三）に、「紳衿大戸には、正額外に（附課分の支払分を）餘す所多からざる者あり。僅かに（支払額の）正額に及ぶ者あり。甚しきは顆粒も完うせざる者あり。則ち又償を小戸に取らざるを得ず。大戸の價（糧一石の折銀額）いよいよ短にして、小戸の價はいよいよ長<sup>(21)</sup>」と言うのを見れば、大戸と称せられる紳衿豪強の家には、附加税は勿論、時には正税さえも支払わぬものがあり、そのしわよせが一般の農民に及んで、貧しい者の肩にかかる負担を、重い上にもいよいよ重からしめたのである。

官吏の給与改善費（養廉銀）だとか、王朝交替期の動乱によって破壊された城壁の修復費（石灰銀）だとか、農業生産とも農地とも全く無関係な使途に向けられる資金が、田賦に攤徴せられると、それにつれて農民の負担は、



(17) 清代のいわゆる「蘇松の重賦」について

紳衿勢豪の肩代りをする分を入れて、幾何級数的に重く  
なっていくのである。

そしてそのような重い、加重されてゆく負担をいよいよ重からしめるものが「勒折」である。勒折のことは嘉慶のはじめ頃から史料に散見する。清朝續文獻通考の巻一、田賦一、嘉慶四年（一七九九）の条に見える一上諭に、従来錢糧は自封投櫃を奨励して銀納を主としたが、「郷民の間に向きに錢文を折交する者」があり、銀色を諳んじない小民が胥吏の愚弄を被る恐れがあるから、各省の督撫においては税の開徵前に、「時價に按じて換銀上庫の數を嚴定」し、銀每両を大錢何文に按収するかを出示曉諭して、民の自便、つまり自由選択に従わせ、絲毫も浮収を許してはならぬ、と言っているものが、<sup>22)</sup>その始りであるか、と思われる。又同書同巻の嘉慶六年（一八〇一）の条には、鐵保の上奏に、従来一錢（つまり銀一兩の十分の一）以上は銀を徵するのが定例であるが、通都大邑の商旅輻輳する都会地はとにかく、山僻小邑で今まで銀舗の無かった所では、納税用の銀の入手に苦しむから、民便を准して錢納を認められたい、とあった旨が見えている。銀で額定せられた賦額を銅錢で納めしめるこ

とは、どうやら嘉慶の四、五年以来始まった様である。それが民人の便利のためであるというのは、勿論官場の常談であって信じ難い。特に丁度この頃から、銀納よりも錢納を、官吏が有利視すべき事情が一般化しつつあるからである。それは丁度嘉慶五年頃を境とする銀の錢に對する下落、銀錢比價の銀に不利な変化である。佐々木正哉氏の研究<sup>24)</sup>によると、清代東部諸省における銀錢比價は、雍正初から乾隆四〇年まで（一七二一—一七七五）、比較的安定した銀一兩 $\parallel$ 錢七〇〇文内外の水準を維持し、その後嘉慶の四、五年まで、はじめには緩慢な、次いでやゝ急激な銀の錢に對する騰貴があつて、嘉慶元年以後一兩 $\parallel$ 一、〇二〇—一、〇三〇文に至り、丁度嘉慶五年を境にして二度九〇〇文台に転落するのである。しかも当時は新大陸の銀が、盛に中国に流入しつつあつた時期で、長期的にも銀價の将来には、低落の公算が強かつたのである。あたかもこの時に起つた賦税の錢納化が、この銀價低落の市場状況に適応しようとする官吏の利害関心を反映するものであることには、ほとんど疑をいれないと思う。

だから右の鐵保の奏請に對する上諭にも、換算は時價

により、又「民に強いて錢文を以て、交納せしめる者」は嚴參示懲せよと戒めている。しかし一度換算レートは操作によって利得する風が始まると、後は銀価の高低に拘らず、常に時価とはかけはなれたレートによる強制折納が行なわれはじめた。道光八年(一八二八)の銀錢比價が一兩 $\parallel$ 二、六〇〇文内外だった山東では、一兩 $\parallel$ 四、〇〇〇乃至四、二六〇文の換算率が行なわれた。<sup>(25)</sup>道光九年(一八二九)に銀一兩が大錢一、四〇〇文余であった河南では、新鄭等の州縣で、二、〇〇〇—二、三〇〇文のレートが官定せられた。<sup>(26)</sup>江蘇についての数字を提示出来ないが、田賦銀に関する限り、蘇松地方が例外であったことは、なさそうに思われる。

いずれにせよ前節に挙げたように額徴数と、実際の農民の負担の間には大きな開きがあったはずである。以上に述べた所はそのような差隔を生ずべき、主要な点を概観したのであるが、その全体を通じて胥吏の暗躍と営利の作用を考え合せなくてはならぬ。馮桂芬は「漕務の利」つまり漕糧に伴なう私利得の総額の中では、丁胥差役の得る所が百、官の得る所が十、紳士の得る所が二乃至三、生員の得る所は一にすぎない、と言っている。<sup>(27)</sup>確

かにそこに存在して、しかも統計的な接近のほとんど全く不可能な、それらの中飽の量を隔ててでなければ、前節に挙げたような諸数字と、中国社会の現実としての錢糧の徴収とは結びつかない。政書類の数字を使って、中国社会史の実態に迫ろうとするためには、周到な用意と、明確な限度の反省とを欠いてはなるまい、と思われる。

#### 四 前掲の基準数と現実の戸部収入との隔差。いわゆる民欠、賣荒、捏災

前々節に示したような錢糧の額徴数と、官の実収入との間になすべき差隔の、第一のものは民欠である。そして清代のいわゆる民欠には、事実末端で納附がおくれて、真実に民人の欠賦・欠糧が存在した場合と、地方官が中飽の一口実として、拖欠を虚報する場合との二つがあったようである。

雍正六年(一七二八)の上諭に、「各省の督・撫・布政使等、土に任じて貢を作すは、天地の常經にして、法を守り公に奉ずるは、生民の恆性なり。……何を以てか錢糧の虧空拖欠の弊、積習相治い、整理を難からしむるや。

(19) 清代のいわゆる「蘇松の重賦」について

これ則ち胥吏中飽の患、未だ除かれざればなり。或は包攬に由りて已(の名下)に入れ、或は曲洗して申票を改め、或は投糧の銀を將つて、釣封し竊取し、或は應比の戸を將つて、名を匿し(差)追を免かる。種々の弊端は枚擧すべからず。その故は則ち錢糧完欠の細數は、官未だ嘗て民に顯示せず、官にあって「民欠」となすもの、民にあっては、「已完」なればなり。故に胥吏は以て奸を作し得て、官民竝に蒙蔽を受く<sup>(28)</sup>。というものは後者である。雍正十年の他の上論は、「江南蘇松等の處、財賦天下に甲たれども、歷年の積欠も亦、他省に較べ最も多し<sup>(29)</sup>」<sup>(29)</sup>と云って、大臣を派遣して調査すべきことを命じている。これより先き江蘇の巡撫張楷が、雍正三年(一七二五)に上疏して、歷年錢糧の完欠を検すると、康熙五十一年(一七二二)から雍正元年(一七二三)に至る間に、嘉定・長洲等の四七州県だけで、未完の地丁漕糧は銀八八一万両に上り、全省では歷年の旧欠が一、二三四万両に上る、と報告しているから、江南の欠額はすでにこの頃に始まったのである。

乾隆一代を通じて江蘇の欠額についての記事は見えない。(後述するようにこの間、特に負担の重かった漕糧につ

て、事実数十年間完納がつづいたのである。)そして嘉慶二年(一八〇七)以来、二度江南の、特に欠糧が問題にせられる。例えば同年の上論は、嘉慶元年(一七九六)から一一年(一八〇六)までの間に、江南等の省の未完銀が八八六万両余に上っていることを指摘し、同一九年(一八一四)には他の上論が、江蘇安徽の両省から中央に送附せらるべくして未解送の銀は、六六〇万両に上ると言っている<sup>(30)</sup>。そしてその後道光から咸豊に入ると、江蘇の賦糧、特に糧の欠数は、ほとんど年々の常例になって、太平天国乱に到るのである。それらの欠額の会部が、地方官や胥吏の作為と中飽との産物ばかりであったのな<sup>(31)</sup>いことは、後に述べる通りである。しかし少くとも一部には、たしかにそのような弊害が存したのであろう。そしてそれが額徴数と戸部の収入とを隔てている第一の差額を形成する。

同様の事態は、報荒、賣荒、捏災などと呼ばれる地方官、胥吏の行動の中にも見出される。報荒とは地方官吏が田土の荒蕪化を中央に報告し、これに従って任地で現実に徴収した賦糧収入よりも、少い額を中央に解送して、差額を私することであり、賣荒はその利益を地主で

ある紳衿にも均霑させて、報酬を得て、賦糧の減免を図ることである。捏災は言うまでもなく、烏有の災害を捏報して、田賦・漕糧の減免の許可を得、現地では徴収した賦糧の収入を、中央に送らずに私服するか、減免を得た地主から報酬を徴集するのである。

荒地のことは順治十三年の上諭が、「江南蘇松等の府の地糧、荒熟混淆して辨すべきなし。州縣官をして畝を履んで踏勘し、圖戸を分析して、造冊申報せよ<sup>(33)</sup>」と言っているから、入関直後からのことである。同じ趣旨の諭令、つまり現地を踏査して不正を発見せよという命令は、その後もくり返して下されるが、これに対しては馮桂芬が「これ俗にいわゆる官話にして、以て書役が其手を上下するに便ならしむるのみ、<sup>(34)</sup>」といひ、数百畝の地主に対して佃戸が、「熟を指して荒となし」、小作料を支払わぬのに対してさえ、地主は何とも辨認の方法がないのに、一県の大を以てして、州県官にどうして不正の発見が出来ようか。「荒分は宜に均攤すべきなり」、つまりそれによる賦糧の減少分だけは、他の地畝にわりがけたらよい、といっているのが注目せられる。事実多くの場合、中央が解送額の減少を黙認しなければ、彼の言う通

りの事態が起っていたのではないかと思われる。

咸豐六年(一八五六)には御史錢以同という者が「官吏の賣荒を嚴禁」せんことを奏請して、「江蘇省蘇松等の州縣、蠲緩の年に遇う毎に、書吏輒ち業戸に向つて錢文を索取し、始めて荒歉を填註す。賣荒と名づく。錢を出す者は豊收と雖も緩徵を得、錢を出さざる者は荒歉といへども亦(減免を)獲ず<sup>(35)</sup>」と言っている。この場合には国庫の収入を減少せしめると同時に、大戸勢豪の家と小民の家との間の不公平をいよいよ激化することになったであろう。それらは全て中央の戸部の収入を減少させ、前に挙げた額徴数と現実の国庫収入との間に、差隔を生ぜしめうる諸事由である。そしてそのような隔差が存在したこと、従つて、そのようなものとしてだけ、前掲の数字を評価し、利用すべきことは、もう明かにせられた、と思ふ。

所で、上来援用した清朝文獻通考や、同續文獻考は、元來中央政府の立場から編纂され、天子への奏疏や、上諭を主として集めたものである。だからそこでは民欠にせよ、報荒にせよ、いわんや捏災や賣荒にせよ、凡そ国

庫の収入を減少せしめる事由に対しては、地方官・胥吏・差丁の営私中飽の結果でなければ、衿棍の抗頑、つまり土着有力者層の抵抗の所為であると、簡単に割切つて、それで議論を打切つて了っている。そこには農村内部の事情どころか、地方官や土着の紳衿の観点さえ、ほとんど反映せられてはいない。この節の冒頭で推測したように、「民欠」の中には地方官吏の中飽侵蝕によるもの以外に、真に末端の農民の払えない場合があった、かもしれないというようなことは、当然にそこでは全く問題にせられない。しかしそれほど事態は簡単であつたであらうか。疑の余地があると思う。

その疑を支える史料として、も一度馮桂芬を引こう。馮桂芬は紳士であり、学者であつたが、やはり何よりも蘇州人であり、蘇州の地主層の成員であつた。自から多少の観点と視角の相異がある。その「蘇、松、太の浮糧を減せんことを乞うの疏」には、曰う。「國朝康熙十三年（一六七四）、前（の江南の）撫臣慕天顏の疏あつて曰く、一官も曾て（蘇松の重賦の）徴足を經しことなく、一縣も以て（納賦の）完全とすべきものなく、一歳も偶ま（全徴）額に及びしことなし、と。……これを以てこれを觀れ

ば、前明より國初に及び、賦額は重かりしと雖も、大都是逋欠準析して、有名無實なりしのみ。これに嗣いで承平百餘年、海内殷富、曠古罕に有る所となす。江蘇は尤も東南の大都會にして、萬商百貨駢闐し、充溢すること、寰區に甲たり。この時に當つてや、擔負の夫、蔬果の傭と雖も、亦以て轉移して事を執り、其餘潤を分くることを得たり。自種と佃種とを論ずる無く、皆餘力を以て田を業つ。仰給の需に關せず、遂に不完の税なし。故に乾隆中年以後、全漕（完納）を辦するもの數十年。他なし、民富めるが故なり。惟これ末富にして本富に非ず。盛なり易く亦衰え易し。道光癸未（三年、一八二三）に大水あり。元氣頓に耗す。商の利減じて、農の利もこれに從い、これに於て民漸やく富よりして貧しく、猶勉強して支吾するもの、十年なり。癸巳（道光一三年、一八三三年）の大水よりして後始めて、歳として荒を稱せざる無く、縣として緩（徴を乞）わざるなし。國家蠲減の曠典を以て、遂に年例となす。夫の癸巳以前は、一二十年にして一たび（荒）歉ありしに、癸巳以後は、則ち年として（荒）歉ならざるなし。且つ鄰境皆歉せずして、蘇松太のみ獨り歉す。これ何の理ぞや。謂うに州縣の担災す

るが爲なり。この三十年中、督・撫・司・道、更ること數十人の多き、豈一二の黨同欺妄を肯わざる人なからんや。而うして且つ聖主も斥を加えず、戸部も駁を加えず、廷臣、科道も糾(彈)を加えず。此又何の理ぞや。誠に賦重く、民窮し、支持する能わざるの勢あればなり、……」<sup>36)</sup>と。

自分がそれを提示するために、長い引用を取ってした彼の二三の論点を摘出して見よう。一つは民欠だとか捏災だとか言っても、それには時期があつて、康熙から雍正にかけてと、道光の初年以來のことであり、乾隆年間、特にその後半数十年は、最も重い漕糧さえ連年完納せられた、と指摘していることである。これは、この時代に欠賦欠糧を論ずる上論奏摺が全く見当らないように思われることと符合する。

第二は乾隆の盛代の中にはさんだ前後の時代には、糧賦はたしかに重かつたけれども、年々連欠したり、減免せられたりして、重賦は有名無実だった、と言っていることである。尤も払えるのに払わなかつたのではなくて、真に「賦は重く民は窮し」、勢やむをえぬものがあつたからではある。しかし、払えなければ払わないで、督

撫も、戸部も、天子も、科道も、これを黙認し、これに適応したのだと主張していることである。

第三に彼は乾隆時代の完納を、民が富んでいたからだが、その富は末富であつて、本富でなかつた為めに、盛んになるのと同様衰えることも速く、商業の利の減ずるに従つて、農民も困窮するに到つた、と言っていることである。勿論末富は、本富が農業による富、生産による価値の増加を意味するのに対比して、商業による富、交換や利殖による価値の増殖を差別する言葉である。

自分は馮桂芬の説は重要だと思ふ。馮桂芬のように見ることによつてはじめて、この小稿の問題である、前掲の数字と国庫収入との関係も、政書類の不当な簡單化の影響を脱して、ある歴史的な実感を伴ないはじめるように思ふ。特に、馮桂芬が末富の時代だといつた、乾隆から嘉慶にかけては、尨大な銀流入によるインフレーションの時代であり、彼が二度の洪水を契機として、商業、従つて農業が衰退したという、道光の初年こそは、アヘン輸入によつて地金銀貿易が流出超過に転ずると共に、中国社会の諸側面にデフレ色の濃くなる時期だからである。当時の銀と物価その他の関係については、前に挙げ

た佐々木氏の論文の他に、全漢昇、王業鍵の二氏に、重厚長大な研究がある。<sup>(97)</sup>

## 五 結 語

清代の経済のことを調べるには、財政関係の史料を手がかりにせざるをえない。残っている経済史料の大部分が財政的な関心から書かれた、直接には財政や国庫収入と関係のあるものばかりだからである。所でその財政についての数字の取扱いが、従来これを全く信憑性のない、そして理解や合理的説明の道のない、手のつかぬものとして見ずる場合が多かった。それが最近は少し変って、今度は数字史料だけを他の関連史料から切りはなし、ぬきだして、その操作だけにたよって、ある研究仮説を裏づけようとする動きも見られる。しかしどの数字がどこまで、どのようなものとして利用しうるか、は、どうやらまだこれからよく調べて見なくてはならぬ未開拓の分野であり、しかもそれをやれば一見荒唐なそれらの数字の中から、清代の経済のある大まかな循環の形を、引き出す可能性がなくはない、かもしれぬと感ぜられた。そしてこの小稿は意図的には、その方向へ向っ

ての初歩的な試みだった、のである。

しかし結果は失敗であった。冒頭にかゝげたような江蘇からの、或は蘇州府管下からの徴収額に関する数字は、実際に農民が支払った額よりも小さく、現実に国庫へ入った額よりも大きいだろう、ということが明らかにされただけで、その差隔そのものの大きさを推計する手がかりは見当らない、のである。分らぬことは当分分らぬとしておくより他はない、という自分の信条に従って、自分は失敗の記録を作った。

この小稿を書いている間、頻繁に田中正俊教授とこの問題を話し合う機会があつて、色々なことを教えてもらい、特に明代についての同君の教示が有益だった。記して謝意を表する。

なお、本学名誉教授根岸信先生は、本年を以て八十八歳の寿齢に達せられる。自分はこの小稿を先生の御長寿を祝し先生の筆硯いよいよ健やかにあられむことを祈願しつつ書いた。(一九六一、四、一五)

(1) 道光蘇州府志、卷八、一九丁A、巡撫都御史韓世琦「請減蘇松田賦」疏。

(2) 乾隆蘇州府志、卷八、田賦、二〇丁A。

- (3) 顯志堂稿、卷九、二丁A。「請減蘇松太浮糧疏」。
- (4) 森正夫「明初江南の官田について」上、東洋史研究、第一九卷、一三號、昭和三十五年十二月、一一二二頁。
- (5) 鑄版「清史稿」、上、四三七頁。
- (6) 乾隆蘇州府志、卷八、二九丁A—B。
- (7) 清續通考、卷六六、國用四、賦額、新興書局版、八二二五頁。
- (8) 乾隆蘇州府志、卷八、一二丁B。
- (9) 小竹文夫「近世支那租稅上における物納と錢納」、近世支那經濟史研究(昭和一七年)、一五七—一六一頁。
- (10) 清通考、卷一、田賦考、四八五五頁。
- (11) 乾隆府志、卷八、二九丁B。
- (12) 同右。
- (13) 註一參照。清通考、卷一、四八五八頁。
- (14) 同右。又同書、同卷、四八五九、四八六四頁。
- (15) 同右、卷一、考四八六〇頁、卷三、四八七二頁。
- (16) 同右、卷三、四八七二頁。
- (17) 清通考、卷四二、國用四、俸餉、五二四三頁、五二四五頁。
- (18) 同右、卷二、四八六六頁。
- (19) 同右、卷三、四八七一頁。
- (20) 顯志堂稿、卷九、一九丁A。
- (21) 同右、卷九、二三丁A。
- (22) 清續通考、卷一、田賦、七五〇三頁。
- (23) 同右、同右、七五〇四頁。
- (24) 佐々木正哉「阿片戰爭以前の通貨問題」東方學、第八輯、昭和二十九年六月。九四頁以下。
- (25) 清續通考、卷二、七五一—一頁。
- (26) 同右、同卷、七五二—一頁。
- (27) 顯志堂稿、卷九、二五丁A。
- (28) 清通考、卷三、四八七五頁。
- (29) 同右、同卷、四八七八頁。
- (30) 同右。
- (31) 清續通考、卷一、七五〇四頁。
- (32) 同右、同右、七五〇五頁。
- (33) 清通考、卷一、四八六一頁。
- (34) 顯志堂稿、卷一〇、五丁A。
- (35) 清續通考、卷二、七五一—一頁。
- (36) 顯志堂稿、卷九、三丁B—四丁A。
- (37) 全漢昇、王業鍵「清雍正年間(一七二三—一七三五)の米價」、中央研究院、歷史語言研究所集刊、第三〇本、一九五九、臺北。および全漢昇「美洲白銀與十八世紀中國物價革命的關係」同右、第二十八本、一九五七、臺北。

(一橋大学教授)